

草高の変動

藩

政時代徳川幕府は、正保、元禄、併せて国絵図も提出させています。玉川近世資料館や小矢部図書館の国絵図はそのために作成されたものです。

金戸は正保三年（一六四六）の「越中国四郡高付帳」に高六〇三、八一石とあり、小矢部図書館所蔵の国絵図にも同じ石高が記されています。

加賀藩の改作法により、村々の草高が詳細に調査された明暦二年（一六五六）「越中国郡別村御印之留」では六七九石と増えています。新京枡使用により再交付された寛文十年（一六七〇）の「寛文の村御印」でも同じく六七九石です。元禄九年（一六九六）の史料が見つかりません。

藩政初期より二〇〇年弱は七〇〇石前後の草高であったが、天保五年（一八三四）の「加能越三ヶ国郷村高辻帳」に突然一三六二、一九三石という倍の高になっています。

この高の増額は、金戸だけでなく近隣の村々も増額になっています。山田

新村では四倍にもなるのに何故か養谷村はまったく増額されていません。

しかし四年後の天保九年（一八三八）「天保郷帳」には六〇三、八一石と大幅に減少しているのです。

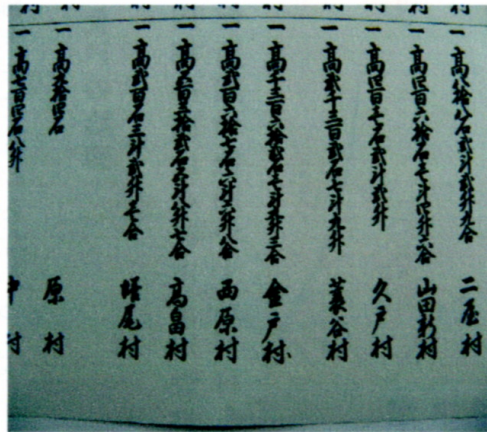
詳細な原因は不明ですが、天保改革時であ

り、幕府も加賀藩も財政逼迫のため

に、年貢増収をは

かつたものと推定されるのです。

天保五年「加能越三ヶ国郷村高辻帳」石川県近世史料館



加賀藩はその時に改作法復古政策をうちだし、新開増免・手上免

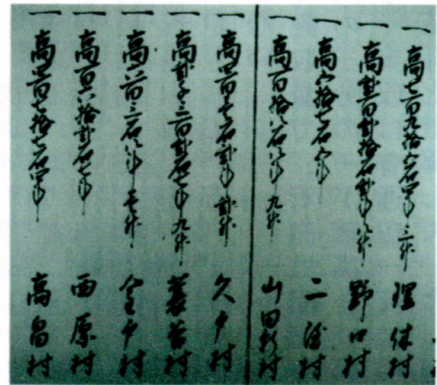
（農民が自発的に願い出て定めた増税率、藩の改作法によって米が増収にな

った御札というかたちをとった）を強制的に勧め、各郡に増収の目標が指示

され、三万石余の増収が見込まれたのです。とくに新開の多い越中三郡が、

半額の一万七千石余となっており、とくに砺波郡は六千石と一番に高いので

す。天保九年には所期の目的を達成したといわれたが、砺波郡が元の高に戻っているのは不明です。



本免の変更

天保九年「天保郷帳」

土地に賦課される年貢率を本免とす。さらに耕地の検知改をして実態にあった変更が何回かされました。

延宝四年の「礪波郡村肝煎給米図り帳」に肝煎の給米（手当）が書かれて

いるが、金戸の草高が

「七百拾五石式斗九升六合

家数式拾壹軒、内三軒無家役仕分

一、四石 金戸村肝煎 宗兵衛

とあります。 「村御印」の明暦二年（一六五六）・寛文十年（一六七〇）の草高が六七